



## 後期高齢者医療制度 障害認定申請

一定の障がいのある65歳から74歳までの方のうち、申請により北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

### ◆ 一定の障がいとは ◆

- (1)国民年金などの障害年金1級・2級を受給している方
- (2)身体障害者手帳が1級・2級・3級の方
- (3)身体障害者手帳が4級の方で、次のいずれかに該当する方
  - 音声障害
  - 言語障害
  - 下肢障害4級1号  
(両下肢のすべての指を欠くもの)
  - 下肢障害4級3号  
(一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの)
  - 下肢障害4級4号  
(一下肢の機能の著しい障害)
- (4)精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方
- (5)療育手帳A(重度)をお持ちの方

### ◆ 脱退手続きについて ◆

後期高齢者医療制度の被保険者(加入者)となる方は、それまで加入していた健康保険(国民健康保険、健康保険組合、共済組合等)から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。

脱退手続きについては、各保険事業者へお問い合わせください。

### ◆ 申請先および問い合わせ先 ◆

申請は、市役所市民生活課医療保険係窓口で受け付けています。

問合せ 医療保険係 ☎32-2214

## 「かかりつけ医」をもって健康管理

より良い診察を受けるためには、医師との信頼関係が大切です。「かかりつけ医」を持つことで、日常的な診療や家族ぐるみの病気予防、食事や体力づくりのアドバイスを受けられるなど、より効果的な診療や健康管理ができます。

他にも、どのようなメリットがあるのかご紹介します。

- ①診療手続きが簡単。じっくり診察ができる。
- ②入院や検査が必要な場合、適切な病院・診療科を紹介してくれる。
- ③健康診断などの結果を伝えておくことにより、診断内容に対するアドバイスが可能。
- ④生活習慣病の早期発見・早期治療ができる。
- ⑤家族の病状・病歴・健康状態を把握しているので、いざという時に早急な対応が可能。



## し尿処理手数料は納期限までに 必ず納めましょう！

くみ取りの申し込みは市の指定業者(織田商事☎32-2948)へとなっていますが、未納がある方の申し込みについては、生活環境交通係(☎32-2215)への申し込みとなっております。市と確実な納付約束をしていただいてから、くみ取りを行ないます。

未納が続くと支払いが難しくなり、特に悪質と判断された場合は、「行政サービスの制限」の対象者となり、さまざまな行政サービスが利用できなくなりますので、し尿処理手数料(くみ取り料)は納期限までに必ず納めましょう。

問合せ 市民生活課生活環境交通係☎32-2215

### 【今月の納税】

国民健康保険税	第5期
後期高齢者医療保険料	第5期
納期限	11月30日(火)まで



## 固定資産(土地・建物)の 手続きは年内に

**登記・届出などの手続きをお忘れなく！**  
令和4年度の固定資産税は、全て令和4年1月1日現在の状況(登記・届出)により課税(決定)されます。

**土地および登記されている建物の場合**  
土地や建物の取得・取り壊し・所有者変更などは、法務局での手続きとなります。

→問合せ 札幌法務局滝川支局☎23-2330

### 未登記の建物の場合

未登記の建物の取得・取り壊し・所有者変更などは、市役所税務課市税係での手続きとなります。届出用紙は市役所税務課市税係にありますので、必要事項を記入の上、ご提出ください。

→問合せ 市役所税務課市税係☎32-2219

※このほか増改築や一部取り壊しは、確認申請や実地調査だけでは把握できない場合があります。正しく課税し税金を納めていただくためにも、速やかに手続きをするよう、ご理解とご協力をお願いします。

## 軽自動車 廃車・名義変更は3月までに

令和4年度の軽自動車税(種別割)は、全て令和4年4月1日時点で車検証の使用者欄に記載されている方に、使用の本拠地(保管場所)を管轄している市区町村から課税される地方税です。

以前、軽自動車を所有していた方で、廃車・名義変更の手続きを行っていない場合も、課税対象となりますので、4月1日までにお手続きをお願いします。

廃車・名義変更の手続きが行なえない場合や、軽自動車協会に行くことが困難な場合、陸運協会での代理手続きを行なうことが可能です。

不明な点などございましたら、北海道陸運協会にお問い合わせください。

※申請書は、市役所税務課にお申し付けください。

### 問合せ

一般財団法人北海道陸運協会業務課  
☎011-721-3326  
〒065-0030  
札幌市東区北30条東1丁目1番54号

